

27み監査第 117号
平成28年 2月19日

みよし市長	小野田 賢 治 様
みよし市議会議長	近 藤 剛 男 様
みよし市教育委員会委員長	久 野 元 典 様

みよし市監査委員	小 嶋 正 道
同	富 田 正

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道
富田 正

第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

第3 監査の概要

1. 監査の実施期間

平成27年8月17日から平成27年10月5日まで

2. 監査の対象とした団体

	対象法人・団体名	所管部課名
財政援助団体	公益社団法人みよし市シルバー人材センター	健康福祉部高齢福祉課
財政援助団体	みよし市少年少女合唱団	教育部教育行政課
財政援助団体	三好文化幼稚園	健康福祉部子育て支援課

3. 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成26年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行

(2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市シルバー人材センター補助金	39,369,826 円
みよし市みよし少年少女合唱団運営事業補助金	1,120,000 円
みよし市私立幼稚園就園奨励費補助金	19,309,300 円
みよし市私立幼稚園在園児授業料等補助金	1,207,800 円
みよし市私立幼稚園教育振興費補助金	1,926,000 円

4. 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付団体については、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、

監査を実施しました。

第4 監査の結果

(1) 公益社団法人みよし市シルバー人材センター

みよし市シルバー人材センターは、定年退職後等において、就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし昭和55年に設立されました。

監査は、9月29日みよし市シルバー人材センターにおいて、午前9時53分より午前11時58分まで、関係職員から補助対象事業の実施状況の聞き取りを行うとともに、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、預金通帳等を確認し、実施しました。

補助金対象経費の執行事務等において、押印漏れや記入漏れ、転記ミス等の軽易な誤りがありましたので、確実な事務の執行に務めていただくようお願いいたします。

(2) 学校法人名古屋文化学園 三好文化幼稚園

三好文化幼稚園は、昭和47年に開園し、ひとつのことに特化せず、多種多様な体験を通していろいろな事項を学ぶ、バランスのとれた保育を教育目標としています。

監査は、10月5日三好文化幼稚園事務室において、午後1時53分より午後3時32分まで、各補助金の申請書類の確認、特に、みよし市私立幼稚園教育振興費補助金においては、活用状況について、実施したイベント内容の説明を受けるとともに、実施した状況をタブレットにより確認し実施しました。

(3) みよし少年少女合唱団

みよし少年少女合唱団は、文化振興事業の推進のため、合唱の練習や発表会等の音楽文化活動を支援し、芸術・文化の高揚及び青少年の健全育成を図り、音楽文化の振興に寄与することを目的とし、平成10年に設立されました。

監査は、10月5日監査委員室において、午後3時52分より午後4時36分まで、団体の活動状況の報告を受けるとともに、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書、預金通帳を確認しました。

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則を始め経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。また、補助金の使途は、交付目的に沿ったもので、十分な効果を上げていることを確認しました。しかし、次のとおり、指摘事項1件、指導事項1件の注意改善を必要とする事項が見受けられました。

注意改善を必要とする事項については、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取り組みを求めます。

指摘事項については、改善等を講じた措置について遅滞なく報告をお願いします。

【公益社団法人みよし市シルバー人材センター】

1 指摘事項（改善を求める必要のあるもの）

(1) 公益法人会計基準において要請される固定資産台帳について、整備されていましたが、一部の期間の財産について、記載されていないものがありました。

2 指導事項（注意改善を必要とする場合で、その程度が軽微なもの）

(1) 平成26年3月に請求されたものを、平成25年度の未払金として処理されないまま、平成26年度の支払として処理がされているものがありましたので、財務規定に基づく、会計処理を行っていただくようお願いします。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道
富田 正

第2 監査の種類

公の施設の指定管理監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

平成27年8月17日から平成27年9月29日まで

2 監査の対象とした団体

対象法人・団体名		所管部課名
指定管理団体 (対象施設)	指定管理者公益社団法人みよし市シルバー人材センター (高齢者生きがいセンター「太陽の家」)	健康福祉部高齢福祉課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成26年度に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行

(2) 公の指定管理者年度協定額

- | | |
|----------|-------------|
| ① 平成26年度 | 2,667,000 円 |
| ② 平成27年度 | 2,641,000 円 |

4. 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理者については、公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか、施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、監査を実施

しました。

第4 監査の結果

1 指定管理者

公益社団法人みよし市シルバー人材センター（以下、「みよし市シルバー人材センター」という。）

2 指定管理している施設

- (1) みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」
- (2) みよし市高齢者生きがいセンター「福谷太陽の家」
- (3) みよし市高齢者生きがいセンター「東山太陽の家」

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定管理の概要

みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」は、高齢者に健康で生き生きと活動する場を提供するとともに、地域住民との交流及び健康保持のための保健指導を推進するために設置されました。指定管理者制度を平成18年度より導入し、高齢者の福祉向上に寄与し良好な施設運営を図るため、指定管理者にみよし市シルバー人材センターを選定し、管理運営をおこなっています。

監査は、9月29日にみよし市シルバー人材センターにおいて、午後1時32分より午後4時8分まで、指定管理者の指定の手続きに関する条例及び書類、基本協定及び年度協定、支払調書、総勘定元帳、固定資産台帳、履行確認書類、預金通帳等を確認、調査するとともに団体職員及び関係職員の説明を聴取し、実施しました。

公の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定及び年度協定に従って、概ね適正に処理されていると認められました。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われていることを確認しました。なお、事務処理方法等において、口頭で是正、改善を求めた軽微な事項につきましては、速やかに検討、実施されるよう要望します。

今後も公の施設の管理にあたり、適切な施設管理に十分務めていただきますようお願いいたします。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

- 1 基本協定書に基づき、第三者に委託している清掃業務について、1社の見積徴収により契約し委託されていました。市の規定によれば複数社の競争入札が必要となる業務内容であり、シルバー人材センターにおいても同様の業者選定、契約業務が行えるよう検討していただきたい。
- 2 みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」に、シルバー人材センターの事

務所が設置されているため、施設管理に関する経費を按分して費用を負担していますが、按分比率等の根拠となる規定等が定められていません。

また、基本協定書に基づき適切な費用を積算するとともに費用負担について、市と指定管理者の按分の根拠を明確にしておいていただき、その比率についても、施設管理の状況により適宜検討していく必要があると考えます。